

# 知的所有権取得支援

特許権・実用新案権・意匠権・商標権を  
取得しようとする場合に経費の一部を助成します

フォローしてね



※ただし受付は先着順となり、予算に達し次第終了します。  
※予算満了後も取下げ等により、追加で募集する可能性があります。  
募集の際は「X」にてお知らせいたしますので、ぜひフォローをお願いいたします。

令和6年4月1日から申請受付開始

## 対象者

台東区内に本店（法人）・事業所（個人事業主）および営業の本拠を有する中小企業

※農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません。

## 事業概要

助成限度額	助成率	区分	対象経費・備考
意匠権 商標権 実用新案権 最大5万円 特許権のみ 最大10万円	助成対象経費 の 1/2 以内	出願料	特許等の出願料、電子化手数料
		登録料	商標等の登録料（初期登録に関わるもの）
		特許料	初3年分の特許料
		審査請求料等	特許の審査請求料、実用新案技術評価請求料
		謝金	弁理士に対する謝金

※助成決定前に支払い・出願／登録の手続きを実施した場合は対象外です。

※消費税は対象外です。

※リボ払いでのお支払いは対象外です。

※「特許権」および「実用新案権・意匠権・商標権」の両方を申請した場合、助成限度額は10万円です。

審査請求料・特許料の軽減を受ける場合

軽減を受けた（実際に支払をした）金額を助成対象経費として計上可能です。


### ×対象とならない経費・場合

- 登録料の更新登録申請料
- 4年目以降の特許料
- 特許出願を審査開始前に取下げまたは放棄し、審査請求料の返還を求める場合
- 過去に本助成金の交付を受けた知的所有権に係る費用
- 本助成金の助成決定前に行った事業



**申**

**申請書類の作成**




**申**

**助成金交付申請**

申請書類（右記）を郵送または持参にて提出

**台**


**申請内容の審査**



約1週間

**台**

**助成決定**



**申**

2025年  
3/31  
締切

- ・特許出願・商標登録など
- ・経費の支払

**申**


2025年  
3/31  
締切

**実績報告の提出**

実績報告書類を郵送または持参にて提出

**台**


**実績報告の審査**



約1ヵ月

**台**

**助成額確定・助成金交付**



**申請書類**



- (1)申請書
  - (2)事業計画書
  - (3)申請前確認リスト
- （1）～（3）は事業団WEBサイトからダウンロード

- (4)【法人】登記簿謄本の写し
  - ・ 台東区に本店登記がされているもの
  - ・ 発行後3か月以内のもの

- 【個人事業者】開業届の写し
- 台東区に本拠地があるもの

- (5)【法人】下記①または②
  - ①直近の法人税の納税証明書（その1）\*税務署で取得
  - ②直近の法人事業税の納税証明書 \*都税事務所で取得

- 【個人事業主】下記①または②
  - ①直近の所得税の納税証明書（その1）\*税務署で取得
  - ②直近の個人事業税の納税証明書 \*都税事務所で取得

- (6) 見積書など資金計画の根拠となるもの
- ※ 経費の内訳が明確に分かるものをご提出ください。

※助成決定後～3/31までに出席や登録・支払いが完了し実績報告の提出ができる経費が対象



**留意点**

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 申請は、1企業、年1回までです。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団職員又は中小企業診断士が事業所へお伺いする場合がございます。（事前に日程調整させていただきます。）

お問合せ先

(公財) 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当  
 〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内  
 受付時間： 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時30分～17時00分

URL : <https://taito-sangyo.jp/>

TEL : 03-5829-4124

FAX : 03-5829-4127

